

宮城県吹奏楽連盟規約

一般社団法人 全日本吹奏楽連盟 正会員

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は宮城県吹奏楽連盟と称し、宮城県内の小学校・中学校・高等学校・大学・職場・一般の加盟団体をもって構成し、東北吹奏楽連盟に所属する。

(事務局)

第2条 本連盟は事務局を下記におく。

事務局 〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘 3-34-10 旭ヶ丘 KN ビル 3-2 号室
宮城県吹奏楽連盟事務局

(組 織)

第3条 本連盟は仙台青葉、仙台宮城野・若林、仙台太白、仙台泉、仙南、名取、多賀城、大崎、栗原、石巻、登米、本吉の 12 地区をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本連盟は全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、加盟団体相互の親睦と技術の向上を図り、併せて吹奏楽を通して地方文化の向上に資するをもって目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. コンクール開催
2. 講習会・研究会等の開催
3. 吹奏楽曲創作の奨励及び普及
4. 吹奏楽普及事業の助成
5. マーケティングに関する事業
6. その他適当と認めた事業

第3章 役員及び事務局

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

| | |
|-----------|------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副 理 事 長 | 3 名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 地 区 会 長 | 12 名 |
| 地 区 理 事 長 | 12 名 |
| 監 事 | 2 名 |

(役員を選出)

- 第7条** 1. 会長は総会で推薦する。
2. 副会長は会長が推薦する。
3. 理事長、副理事長、常任理事、監事は総会で選出する。
4. 地区会長、地区理事長は、地区総会で推薦する。
5. また学識経験者を常任理事に加えることができる。

(役員職務)

- 第8条** 1. 会長は本連盟の最高責任者として業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
3. 理事長は本連盟の業務を遂行し、全日本吹奏楽連盟の正会員となる。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
5. 常任理事は総会に議せられた業務を遂行する。
6. 地区会長は地区を代表し、地区の業務を総括する。
7. 地区理事長は地区の業務を総理する。
8. 監事は事業の運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

- 第9条** 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または後任者の残任期間とする。

(事務局)

- 第10条** 1. この連盟の事務を処理するため、事務局をおく。
2. 事務局には事務局長1名、事務局次長2名、事務局員若干名をおく。
3. 事務局員は会長が任免する。

第4章 名誉会長、最高顧問・名誉顧問・顧問及び参与

(名誉会長)

第11条 本連盟に名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会の議決により推戴する。

(顧問及び参与)

第12条 1. 本連盟に最高顧問・名誉顧問・顧問及び参与をおくことができる。

2. 最高顧問・名誉顧問・顧問及び参与は総会においてこれを推戴し、会長が委嘱する。

3. 最高顧問・名誉顧問・顧問及び参与は役員会または会長の諮問機関とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は総会(定期・臨時)、役員会(会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、地区理事長、監事)、常任理事会、地区理事長会、事業別実行委員会とする。

(総会の招集)

第14条 1. 定期総会は年度始めに会長が召集する。

2. 臨時総会は必要に応じ会長がこれを召集する。

(役員会の召集)

第15条 1. 役員会は必要に応じて会長がこれを召集する。

(常任理事の召集)

第16条 1. 常任理事会は常任理事をもって組織し、随時会長がこれを召集し、総会に議せられた業務を遂行する。

2. 役員会で審議決定された業務を遂行する。

(地区会長、地区理事長会)

第17条 地区理事長会は必要の都度、会長がこれを召集し、重要事項を審議する。

(事業別実行委員会の召集)

第18条 全日本吹奏楽連盟及び東北吹奏楽連盟の主催する事業の担当県となった場合、並びに本連盟の主催する事業ごとに実行委員会を組織し、随時会長がこれを召集し、事業を遂行する。

(会議の定足数)

第19条 1. 会議は全てその構成員の半数以上の出席者をもって成立する。ただし、委任状によってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 会議の議決は過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第 20 条 総会に付議すべき事項

1. 事業報告および計画
2. 予算および決算
3. 役員を選出
4. 規約の変更
5. 名誉会長、最高顧問、名誉顧問、顧問及び参与など推薦に関する事
6. 規約の細則に関する事
7. その他、特に重要な事項

第 21 条 役員会に付議すべき事項

1. 業務遂行に関する事
2. 重要事項の審議に関する事
3. 県連盟の運営に関する事
4. その他必要事項

第 22 条 常任理事会に付議すべき事項

1. 事業遂行に関する事
2. 会計の運用に関する事
3. 全日本吹奏楽連盟及び東北吹奏楽連盟、その他の文化団体との連絡に関する事
4. その他必要事項

第 23 条 地区理事長会に付議すべき事項

1. 地区の状況を礎材として、県連盟の運営に関する事
2. その他必要な事項

第 24 条 事業別実行委員会に付議すべき事項

1. 事業計画、運営の計画とその実施
2. 会計の実施
3. その他必要な事項

第 6 章 地 区 連 盟

第 25 条 地区連盟は毎年 1 回それぞれ総会を開き、その決定にもとづく下記書類を各 2 通 5 月末までに県連盟へ提出するものとする。

1. 加盟団体名及び事務局所在地
2. 役員組織一覧表
3. 事業計画及び予算
4. 前年度の事業報告及び会計報告

第 26 条 各加盟団体は毎年 6 月末までにその年度の会費を地区に納入する。会費は地区ごとに定め、地区はその中の 10,000 円を団体数により県連盟に納入する。

第 7 章 会 計

(経費の支弁)

第 27 条 本連盟の経費は、会費、奨励費、寄附金、その他の収入をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第 28 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 そ の 他

第 29 条 本連盟に加盟又は脱会する場合は、所定の用紙を用い地区を通して届出するものとする。

第 30 条 本規約の実行に必要な細則は、総会の議決を経て別に定める。

付 則

本規約は、平成 6 年 4 月 16 日より実施する。

本規約は、平成 10 年 4 月 18 日より改正実施する。

本規約は、平成 14 年 4 月 20 日より改正実施する。

本規約は、平成 18 年 4 月 15 日より改正実施する。

本規約は、平成 21 年 4 月 18 日より改正実施する。

本規約は、平成 26 年 4 月 12 日より改正実施する。

本規約は、平成 27 年 4 月 11 日より改正実施する。

本規約は、平成 29 年 4 月 15 日より改正実施する。

本規約は、平成 30 年 4 月 14 日より改正実施する。